

福島県土木部 BIM/CIM 活用工事試行要領 新旧表

頁	新	旧
<p>2 BIM/CIM 活用工事の発注方法</p> <p>4 入札公告等の記載例</p>	<p>1 (省略)</p> <p>2 BIM/CIM 活用工事の発注方法 (省略)</p> <p>2. 1 発注者指定型 発注者の指定により 3次元モデルの活用を行う方式である。 大規模構造物※、<u>砂防施設および水門</u>の工事において、参照する 3次元モデルがある場合は、原則として義務項目を活用するものとし、発注者指定型を適用する。 (省略)</p> <p>4 入札公告等の記載例 (省略)</p> <p>※大規模構造物：トンネル、橋梁上下部 <u>(削除)</u>、シェッド上下部等</p> <p>附則 本試行要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 本試行要領は、令和 7 年 7 月 8 日から起工する工事に適用する。 また、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 7 月 7 日までに起工した工事については、受発注者間で協議し、必要と認められる場合は、本試行要領を適用できる。</p> <p>付則 本試行要領は、令和 8 年 4 月 1 日以降に起工する工事に適用する。</p>	<p>1 (省略)</p> <p>2 BIM/CIM 活用工事の発注方法 (省略)</p> <p>2. 1 発注者指定型 発注者の指定により 3次元モデルの活用を行う方式である。 大規模構造物※の工事において、参照する 3次元モデルがある場合は、原則として義務項目を活用するものとし、発注者指定型を適用する。 (省略)</p> <p>4 入札公告等の記載例 (省略)</p> <p>※大規模構造物：トンネル、橋梁上下部 (橋長 5 0 m以上)、シェッド上下部等</p> <p>附則 本試行要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 本試行要領は、令和 7 年 7 月 8 日から起工する工事に適用する。 また、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 7 月 7 日までに起工した工事については、受発注者間で協議し、必要と認められる場合は、本試行要領を適用できる。</p>